

京都市条例の公布等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年3月29日京都市条例第30号）（総合企画局情報化推進室）

条例の公布等（条例，規則，規程，告示及び公告の公布又は公表をいいます。以下同じ。）について，事務処理の効率化を図るため，次のとおり，京都市条例の公布等に関する条例の一部を改正することとしました。

## 1 条例の公布等の方法の変更

条例の公布等については，市役所及び区役所の掲示場に掲示して行うこととしていますが，コピー用紙使用量の削減（年間約11万枚削減の見込み）等の観点から，原則として，市役所の掲示場にのみ掲示して行うこととします。

## 2 その他の変更

### (1) インターネットの利用に関する規定等の追加

ア デジタル化推進の観点から，掲示場への掲示に代えてインターネットを利用することができる根拠規定を設けます。

イ 市役所まで文書を送付できない場合やインターネットを利用できない場合に備えて，告示，公告や行政委員会等が定めるものは，区役所その他の本市の事務所の掲示場等に掲示して公布又は公表を行うことができることとします。

### (2) 規則の署名及び規程の押印の廃止

規則の公布の際の市長等の署名を記名に改め，規程の公表の際の市長等の押印を廃止します。

### (3) 関係条例の一部改正

市役所及び区役所の掲示場に掲示して公表等を行うこととしている次の5条例についても，京都市条例の公布等に関する条例と併せて改正します。

ア 京都市職員給与条例

イ 京都市職員退職手当支給条例

ウ 京都市屋外広告物等に関する条例

エ 京都市財政事情の公表に関する条例

オ 京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

この条例は，令和3年3月29日から施行することとしました。

京都市条例の公布等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年3月29日

京都市長 門川大作

### 京都市条例第30号

京都市条例の公布等に関する条例の一部を改正する条例

京都市条例の公布等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び区役所」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、インターネットを利用して行うものとする。

第3条中「前条」を「前条第2項」に、「市長が定める規則」を「前項の規則の公布」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

市長が定める規則を公布しようとするときは、当該規則の原本に、公布する年月日及び市長名を記入するものとする。

第4条を次のように改める。

(市長が定める規程の公表)

第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、市長が定める規程（規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。

第5条第1項前段中「第2条」を「第3条第1項」に、「次項」を「以下この条」に改め、「もの」の右に「及び本市の機関が定める規程（規則を除く。次項において同じ。）で公表を要するもの」を加え、同項後段中「市長」を「市長名」に改め、「あるのは、「」の右に「当該機関の名称又は」を、「者」の右に「の氏名」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 第2条第2項本文の規定は、前項の規則及び規程の公表について準用する。ただし、市長又は当該機関を代表する者が必要と認めるときは、これに代えて、次の各号のいずれかの方法によって行うものとする。

- (1) インターネットの利用
- (2) 区役所その他の本市の事務所の掲示場への掲示

第6条第1項中「第2条第2項」を「第2条第2項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長又は当該機関を代表する者が必要と認めるときは、これに代えて、次の

各号のいずれかの方法によって行うものとする。

- (1) インターネットの利用
- (2) 区役所その他の本市の事務所の掲示場への掲示
- (3) 前号に掲げる場所のほか、本市の庁舎又はその敷地の公衆の見やすい場所への掲示

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の一部改正)

- 2 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第17条の3第3項前段中「及び区役所」を削る。

- 3 京都市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項前段中「及び区役所」を削る。

- 4 京都市屋外広告物等に関する条例の一部を次のように改正する。

第39条の2第2項中「及び区役所」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、次の各号のいずれかの方法によって行うものとする。

- (1) インターネットの利用
- (2) 区役所その他の本市の事務所の掲示場への掲示
- (3) 前号に掲げる場所のほか、本市の庁舎又はその敷地の公衆の見やすい場所への掲

示

- 5 京都市財政事情の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「及び区役所」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、次の各号のいずれかの方法によって行うものとする。

- (1) インターネットの利用
- (2) 区役所その他の本市の事務所の掲示場への掲示
- (3) 前号に掲げる場所のほか、本市の庁舎又はその敷地の公衆の見やすい場所への掲

示

- 6 京都市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 前項の公表は、市役所の掲示場に掲示して行う。ただし、市長が必要と認めるときは、これに代えて、次の各号のいずれかの方法によって行うものとする。

(1) インターネットの利用

(2) 区役所その他の本市の事務所の掲示場への掲示

(3) 前号に掲げる場所のほか、本市の庁舎又はその敷地の公衆の見やすい場所への掲示

(総合企画局情報化推進室)